

### 第三章 身体障害者療護施設

#### (職員の配置の基準)

第20条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 介護職員
- 五 理学療法士
- 六 生活指導員

2 前項各号に掲げる職員のうち、看護婦、介護職員、理学療法士及び生活指導員の総数は、通じておおむね入所者の数を2.2で除して得た数以上とする。

### 第三章 指定身体障害者療護施設

#### 第一節 基本方針

##### (基本方針)

第四十二条 指定身体障害者療護施設は、入所者に対して、治療及び養護を適切に行わなければならない。

2 指定身体障害者療護施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定身体障害者療護施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅生活支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### 第二節 人員に関する基準

##### (従業者の員数)

第四十三条 指定身体障害者療護施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定身体障害者療護施設にあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を二・二で除して得た数以上

ロ 看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない指定身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(2) 入所者の数が五十を超えて六十を

- 超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、三以上
- (3) 入所者の数が六十を超えて八十を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、四以上
- (4) 入所者の数が八十を超えて百五十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、五以上
- (5) 入所者の数が百五十を超えて百八十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、六以上

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、次のとおりとすること。

- (1) 入所者の数が百を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 入所者の数が百を超える施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定身体障害者療護施設の従業者は、専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定身体障害者療護施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する従業者を、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を二・二で除して得た数以上置くものとする。

7 指定身体障害者療護施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、

(職員の資格要件)

第21条 施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第18条 身体障害者療護施設は、三十人以上(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上)の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第19条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者療護施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 看護職員室
- 十 介護職員室
- 十一 機能訓練室
- 十二 洗濯室
- 十三 事務室

第一項及び前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第四十四条 指定身体障害者療護施設の設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ハ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。

二 静養室

イ 前号ハに定めるところによること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

- 十四 宿直室
- 十五 相談室
- 十六 集会室
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 居室
- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。
- ニ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ヘ 入所者の身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。
- 二 静養室
- 前号ニ及びヘに定めるところによること。
- 三 浴室
- 入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。
- 四 洗面所
- 居室のある階ごとに設けること。
- 五 便所
- 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- 六 医務室
- イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
- ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 七 介護職員室
- 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 八 相談室
- 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 五 洗面所
- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 障害の特性に応じたものとする。
- 六 便所
- イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 障害の特性に応じたものとする。
- 七 医務室
- イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
- ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 八 機能訓練室
- 訓練に必要な機械器具等を備えること。
- 九 相談室
- 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 十 集会室
- 必要な備品を備えること。
- 十一 廊下幅
- 二・二メートル以上とすること。
- 2 前項に規定するもののほか、指定身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。
- 一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 二 居室、静養室、便所その他入所者が日常生活において使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者療護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前二項に規定するもののほか、身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、2.2メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 居室、静養室、便所その他入所者が日常使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

四 居室等が二階以上の階にある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。

五 適当な場所に汚物処理設備を設けること。

(入浴等)

第22条 身体障害者療護施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

#### 第四節 運営に関する基準

(指導、訓練等)

第四十五条 指定身体障害者療護施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定身体障害者療護施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定身体障害者療護施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を維持し、機能の減退を防止するための訓練を行わなければならない。

4 指定身体障害者療護施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 指定身体障害者療護施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の従業者に従事させなければならない。

6 指定身体障害者療護施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者療護

(勤務体制の確保)

第23条 身体障害者療護施設は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

(協力病院)

第24条 身体障害者療護施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(準用)

第25条 第12条から第17条までの規定は、身体障害者療護施設について準用する。

第四章 身体障害者福祉ホーム（略）

第五章 身体障害者授産施設

施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(衛生管理等)

第四十六条 指定身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 指定身体障害者療護施設は、当該指定身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(準用)

第四十七条 第九条から第十九条まで、第二十一条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十一条までの規定は、指定身体障害者療護施設について準用する。

第四章 指定特定身体障害者授産施設

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十八条 指定特定身体障害者授産施設は、入所者に対して、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない。

2 指定特定身体障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第32条 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護師
- 四 職業指導員
- 五 生活指導員

3 指定特定身体障害者授産施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅生活支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

(指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数)

第四十九条 指定特定身体障害者入所授産施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

### 一 医師

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

### 二 看護師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が三十の指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五以上

ロ 入所者の数が三十を超える指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五に、入所者の数が三十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が九十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が九十を超えて、百三十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百三十を超えて、百六十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第一号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第一号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 指定特定身体障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する従業者を、常勤換算方法で、通所による入所者の数を十で除して得た数以上置くものとする。

8 指定特定身体障害者入所授産施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、第一項及び前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

2 重度身体障害者授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 介護職員



- 四 保健婦又は看護婦
- 五 職業指導員
- 六 生活指導員

3 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 職業指導員
- 四 生活指導員

(指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数)

第五十条 指定特定身体障害者通所授産施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師  
入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 職業指導員及び生活支援員
  - イ 入所者の数が、二十の指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二以上
  - ロ 入所者の数が、二十を超える指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二に、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定身体障害者通所授産施設の職員は、専ら当該指定身体障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定特定身体障害者通所授産施設は、入

4 身体障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 職業指導員
- 三 生活指導員

5 身体障害者小規模通所授産施設に置かれる職員のうち、施設長にあつては、職業指導員又は生活指導員と兼ねることができる。

6 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設以外のもの(視覚障害者又は聴覚・言語障害者を入所させるものに限る。)に置かれる生活指導員のうち、一人以上は、点字又は口話若しくは手話を解することができる者でなければならない。

7 重度身体障害者授産施設に置かれる職業指導員、生活指導員、介護職員及び保健婦又は看護婦の総数は、通じておおむね入所者の数を6.7で除して得た数以上とする。

8 身体障害者小規模通所授産施設に置かれる施設長は、身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、身体障害者小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。

所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(分場を設置する指定特定身体障害者授産施設の従業者の員数)

第五十一条 指定特定身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であつて入所者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する従業者を、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上置くものとする。

- 2 指定特定身体障害者授産施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

### 第三節 設備に関する基準

#### (規模)

第30条 身体障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

一 身体障害者授産施設(身体障害者授産施設のうち第二号に規定する重度身体障害者授産施設、第三号に規定する身体障害者通所授産施設及び第四号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のものをいう。) 三十人以上の人員を入所させることができる規模

二 重度身体障害者授産施設(身体障害者授産施設のうち重度の身体障害者を入所させるものをいう。以下同じ。) 三十人以上の人員を入所させることができる規模

三 身体障害者通所授産施設(身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、第四号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のものをいう。以下同じ。) 二十人以上の人員を入所させることができる規模

四 身体障害者小規模通所授産施設(身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用する者が二十人未満であるものをいう。以下同じ。) 十人以上の人員を入所させることができる規模

#### (設備の基準)

第31条 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備

#### (指定特定身体障害者入所授産施設の設備)

第五十二条 指定特定身体障害者入所授産施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

を利用することにより当該身体障害者授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 洗濯室
- 九 作業室
- 十 更衣室
- 十一 事務室
- 十二 相談室

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

障害の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 障害の特性に応じたものとする。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 障害の特性に応じたものとする。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

八 作業室又は作業場

イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

九 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

十 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十一 集会室

必要な備品を備えること。

十二 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

2 前項に掲げる設備のうち、静養室にあっては、医務室を兼ねることができる。

3 指定特定身体障害者入所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

2 重度身体障害者授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該重度身体障害者授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 洗濯室
- 十 作業室
- 十一 更衣室
- 十二 事務室
- 十三 相談室
- 十四 集会室

3 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 食堂兼集会室
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 医務室兼静養室
- 五 調理室
- 六 作業室

い。

4 第一項及び第三項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定特定身体障害者通所授産施設の設備)

第五十三条 指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

- 一 食堂兼集会室
  - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
  - ロ 必要な備品を備えること。
- 二 洗面所
  - イ 障害の特性に応じたものとする。
- 三 便所
  - イ 男子用と女子用を別に設けること。
  - ロ 障害の特性に応じたものとする。
- 四 医務室兼静養室
  - イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

- 七 更衣室
- 八 事務室
- 九 相談室

4 身体障害者小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該身体障害者小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 静養室
- 二 食堂
- 三 洗面所
- 四 便所
- 五 作業室

5 前項各号に掲げる設備のうち、食堂にあつては、静養室又は作業室と兼ねることができる。

6 第1項から第3項までの各号に掲げる設備

ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

六 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

七 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅

二・二メートル以上とすること。

3 指定特定身体障害者通所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

4 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上(重度身体障害者授産施設にあつては、六・六平方メートル以上)とすること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 便所

居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

三 作業室

イ 作業に必要な機械器具等を整備すること。

ロ 作業員一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、1.65平方メートル以上とすること。

四 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

7 第1項から第3項まで及び前項に規定するもののほか、身体障害者授産施設のうち身体障害者小規模通所授産施設以外のものの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、1.8メートル以上(重度身体障害者授産施設にあつては、2.2メートル以上)とすること。

二 重度身体障害者授産施設の玄関、居室の出入口、便所等には、原則として、階段を設けないこと。

(分場の基準)

第五十四条 指定特定身体障害者入所授産施設及び指定特定身体障害者通所授産施設が併せて設置する分場の設備の基準は、前条の規定に準ずる。

第四節 運営に関する基準

(運営規程)

第五十五条 指定特定身体障害者授産施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項

に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員
  - イ 入所定員
  - ロ 通所により指定施設支援を行うものにあつては、当該通所による利用定員
  - ハ 分場を設置する施設にあつては、当該分場の利用定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(作業指導)

第五十六条 指定身体障害者授産施設は、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行うこと。

(授産活動)

第五十七条 指定特定身体障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行わなければならない。

2 指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第五十八条 指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十九条 第九条から第二十七条まで及び第二十九条から第四十一条までの規定は、指定特定身体障害者授産施設について準用する。

(工賃の支払)

第33条 身体障害者授産施設は、職業に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第34条 第11条から第17条までの規定は、身体障害者授産施設のうち身体障害者小規模通所授産施設以外のものについて準用する。

2 第12条、第14条第1項、第16条及び第17条